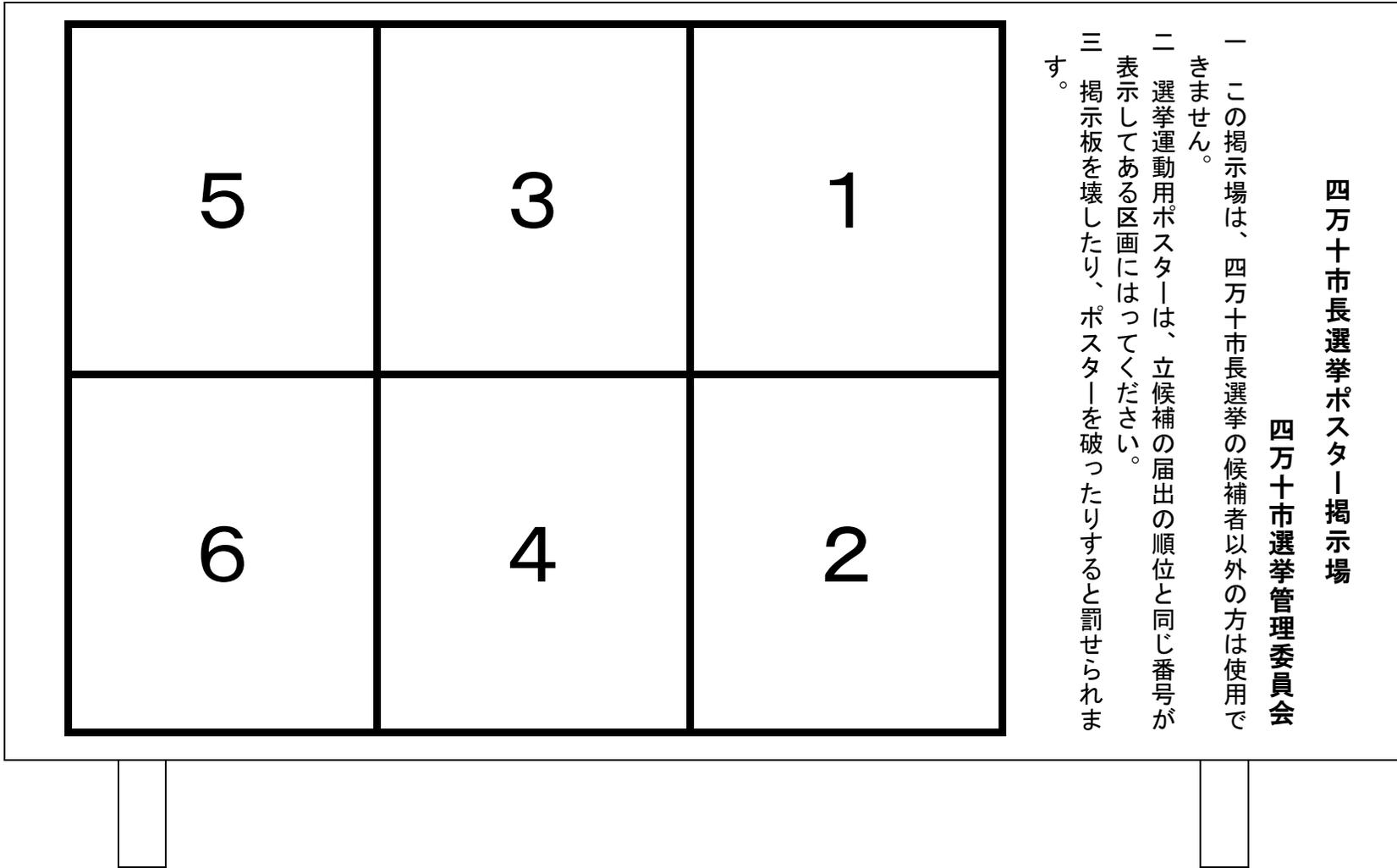


四万十市長選挙ポスター掲示場様式



- 備考
- 1 ポスターを掲示する各区画面の大きさはタテ、ヨコとも43センチメートルとする。
  - 2 ポスターを掲示する区画には、右上から順に、1から当該選挙のポスター掲示場に関して委員会で定められた数までの番号を付す。
  - 3 掲示面は、ベニヤ板タイプ1又はこれに準じる厚さ6ミリメートル程度のもので、耐水及び耐熱のものとし、設置期間中の風雨に耐えるものとする。
  - 4 既存の構造物を利用して掲示板を設置する場合には、脚は設けないことができる。